

## 震災関連死について

### 1. 「震災関連死の死者」の定義

(建物倒壊や津波による直接的・物理的な原因ではなく、) 震災による負傷の悪化や、避難生活等の身体的な負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給対象となった方

(参考) 災害弔慰金制度 (内閣府防災が所管)

実施主体：市町村

支給額：生計維持者の死亡 500万円

その他の者の死亡 250万円

費用負担：国 1/2、県・市町村 1/4 (震災特交で措置)

### 2. 震災関連死の死者数の公表

- ・復興庁において、半年に一度、調査を行い、公表。  
(毎年3月末、9月末現在)
- ・半年間で新たに災害弔慰金の認定を受けた事例を追加し、累計を公表 (災害弔慰金には請求期限がないため、震災直後の死亡事例の追加もあり得る)。